

藤井寺市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査等を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月26日

藤井寺市監査委員 服部 隆行
藤井寺市監査委員 片山 敬子

1. 監査対象機関

【教育委員会事務局教育部】

教育総務課、学校教育課、文化財保護課、生涯学習課、スポーツ振興課、図書館

2. 監査対象事務

令和7年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

(財政的援助に係るものについては令和6年度及び令和7年度に関する事務)

3. 監査期間

令和7年10月～令和7年12月24日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、教育委員会事務局教育部所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

教育委員会事務局教育部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

改善を要する事項

<教育総務課>

- ① 受水槽および高架水槽清掃業務等の起案文書において、予算内容や契約条件、契約方法、随意契約の根拠法令等の記載がないものが見受けられる。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものである

ため、担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ② 重要備品において、廃棄等の手続きが適正に行われず、現在の所在が不明なものが存在している。物品が不要となった際は、廃棄等の手続きを行い、財務規則に基づき、適正な備品管理に努められたい。

<学校教育課>

- ① 世界遺産学習ノート印刷製本の起案文書において、予算執行額が100万円以上の需用費については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 藤井寺市立小中学校校區別地域教育推進事業補助金等の交付において、一括で概算交付されているが、起案文書に補助金交付規則や各補助金交付要綱で定める特別な事情の記載がない。同規則や各補助金交付要綱に基づき、今後例外的な取り扱いをする場合は、起案文書に特別な事情を明記するよう周知徹底されたい。

<文化財保護課>

- ① 重要文化財埴輪水鳥保存修理の起案文書において、予算執行額が100万円以上の委託料については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 城山古墳ガイダンス棟等機械警備業務の業務委託検収報告書において、契約検査課長の決裁が未決となっているため、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 文化財用地除草・清掃業務等の起案文書において、契約条件や契約方法等の記載がないものが見受けられる。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
- ④ 公衆無線LAN (Wi-Fi) サービスの利用に関する契約書において、最新のものではない特記仕様書が添付されている。契約を締結する際は、十分に確認し、適正な事

務処理に努められたい。

- ⑤ 文化財用地除草・清掃業務等の契約において、着手届や契約書に規定されている工程表が提出されていないものが見受けられる。契約書を十分に確認し、契約相手方への管理指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。
- ⑥ 重要物品において、廃棄等の手続きが適正に行われず、現在の所在が不明なものが存在している。物品が不要となった際は、廃棄等の手続きを行い、財務規則に基づき、適正な備品管理に努められたい。

<生涯学習課>

- ① 大阪府教育コミュニティづくり推進事業費補助金交付申請の起案文書において、歳入に係る補助金の申請については、最終決裁者が課長となっているが、部長の専決事項である。また、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 放課後子ども教室推進事業等の起案文書において、予算執行額の合計が50万円以上100万円以下の予算の執行伺については、最終決裁者が課長となっているが、次長の専決事項である。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 放課後児童会システム保守業務の起案文書において、予算執行額が100万円以上の役務費については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ④ 放課後児童会事業実施に係る傷害保険の起案文書において、前金払に関することについては、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ⑤ 後援名義使用承認事務において、申請書に添付書類の不足や記載誤り、承認通知書に記載誤りが見受けられる。また、同事務取扱要綱で事業終了後に速やかに提出するとされている事業実績報告書が提出されていないものが見受けられる。十分に確認し、相手方への周知指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。

⑥ 学校園P T A連絡協議会事業補助金等の交付において、一括で概算交付されているが、起案文書に補助金交付規則や各補助金交付要綱で定める特別な事情の記載がないものが見受けられる。同規則や各補助金交付要綱に基づき、今後例外的な取り扱いをする場合は、起案文書に特別な事情を明記するよう周知徹底されたい。

また、学校園P T A連絡協議会事業補助金において、交付申請書の様式に誤りが見受けられる。同補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。

⑦ 債権放棄を含めた債権管理については、前回の定期監査の指摘事項の改善措置として、全庁的な取組みが必要であり、庁内関係部署と連携し、管理のあり方について早急に調整を進めていくとのことであった。今後も引き続き市全体の問題として、対応を検討されたい。

<スポーツ振興課>

① エアコン取替修繕の起案文書において、予算執行額が100万円以上の需用費については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

② 行政財産使用許可の起案文書において、行政財産の目的外使用の許可に関することについては、総務課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっているものが見受けられる。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

③ 植木剪定及び薬剤散布業務等の起案文書において、契約条件や契約方法、予算内容等の記載がないものが見受けられる。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

④ ニュースポーツ普及事業補助金等において、申請書類の一部を省略しているが、起案文書に補助金交付規則や各補助金交付要綱で定める特別な事情の記載がないものが見受けられる。同規則や各補助金交付要綱に基づき、今後例外的な取り扱いをする場合は、起案文書に特別な事情を明記するよう周知徹底されたい。

また、ニュースポーツ普及事業補助金において、交付申請書が同補助金交付要綱に規定する提出期限を過ぎて提出され、様式に誤りが見受けられる。今後は、相手方への周知及び指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。

<図書館>

- ① 市立図書館耐震補強工事等の起案文書において、契約条件や契約方法、予算内容等の記載がないものが見受けられる。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。